

防府市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

平成22年7月26日制定

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、本市における自殺者の現状を把握し、その対策を円滑に推進するため、防府市自殺予防対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺予防対策に係る情報交換に関すること。
- (2) 自殺予防対策に係る情報収集及び調査に関すること。
- (3) 自殺予防対策の検討に関すること。
- (4) 自殺対策計画の策定に係る情報交換及び推進に関すること。
- (5) その他自殺予防対策に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる職にある者とする。

- 2 連絡会議に委員長を置き、保健こども部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、連絡会議を代表し、連絡会議の会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認める場合において、委員以外の者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 連絡会議には、委員が所属する部署の実務者による実務者会議を置くことができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、保健こども部健康増進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

保健こども部次長	行政管理課長	収納課長	人事課長
広報政策課長	環境政策課長	くらし安全課長	クリーンセンター所次長
福祉総務課長	障害福祉課長	高齢福祉課長	生活支援課長
子育て推進課長	こども相談支援課長	商工振興課長	
都市計画課長	建築課長	消防本部警防課長	
教育委員会学校教育課長	生涯学習課長	上下水道局総務課長	